LICENSE EXCEPTION ENC and MASS MARKET（Section 740.17） SUMMARY

2021.01.14 改正

§ 740.17 Subsection	適用できる品目又は輸出目的	ECCN	是認される最終需要者（E:1 国及び E:2 国を除く）	提出要求事項
(a)(1)(i)	民間部門の最終需要者による新製品の開発又は製造のための輸出 注 1	5A002、5A004、5B002、5D002、5E002 5A992.c、5D992.c	付則3国※2に本拠を置く民間産業分野の最終需要者（所在地を問わない）	番号分類請求、自己番号分類報告、販売布告不要 注 1 開発された製品は EAR の対象となる。 注 2 米国原産の暗号品目が許可例外 ENC に基づいて番号分類されているか、報告され、BIS により認可されたものであって、その暗号機能が変更されていないことを条件とする。
(a)(1)(ii)	民間部門の最終需要者による使用（新製品の開発又は製造を除く）のための非米国原産品の輸出		付則3国に本拠を置く同じ親企業の子会社	
(a)(2)	米国の子会社への社内での使用のための輸出		米国の子会社（（所在地を問わない）従業員、個人の契約社員、教育実習生を含む）	
(a)(3)	米国原産の暗号ソースコード、部分品、又はツールキットで開発された或いはそれらを組み込んでいる非米国製の暗号品目 注 2		すべての最終需要者（ただし、E:1 国及び E:2 国を除く）	
(b)(1)	すべての暗号品目（(b)(2)及び(b)(3)で定める品目を除く）	5A002.a、5B002、5D002 5A992.c、5D992.c	すべての最終需要者（ただし、E:1 国及び E:2 国を除く）	自己番号分類で即時輸出可能 **自己番号分類報告**（§ 740.17(e)(3)）必要（電子メールで § 742.付則8の情報を提出） ※番号分類請求を行った場合には、自己番号分類報告は不要 ※製造業者の自己番号分類又は CCATS があれば自己番号分類及び報告は不要

LICENSE EXCEPTION ENC and MASS MARKET（Section 740.17） SUMMARY

2020.10.05 改正

§740.17 Subsection	適用できる品目又は輸出目的	ECCN	是認される最終需要者（E:1 国及び E:2 国を除く）	提出要求事項
(b)(2)	(i)(A) ネットワークインフラ品目 鍵長が対称鍵アルゴリズムで80 ビットを超えるものに限る	5A002、5D002、5E002	付則3国：すべての最終需要者 非付則3国：機微度の低い政府系最終需要者※6 及び非政府系最終需要者	**番号分類請求**（§740.17(d)） ※4 SNAP-R で§742 付則6の情報をBIS に提出後、付則3国についてはすべての適用可能品目について即時輸出可能、非付則3国については(b)(2)(i)(B)のみ即時輸出可能、その他の適用可能品目については 30 日後に輸出可能 －CCATS(貨物分類自動追跡システム)番号が発行される。 ※製造業者の CCATS があれば番号分類請求は不要（ただし、半年毎の販売報告は必要） 鍵長のアップデートのみで改造される貨物及びソフトウェアについては、**鍵長拡張の報告**（§740.17(e)(2)）が必要（番号分類請求は不要） (b)(2)項及び(b)(3)(iii)項については、電子メールにより**半年毎の販売報告**が必要（§740.17e(1)参照） ※これ以外の場合でも記録保管が必要 ※§740.17(e)(1)(iii)で定める場合※3を除く ※米国からの輸出及びカナダからの再輸出に適用され、カナダ以外からの再輸出には適用されない） 注 3 (b)(2)項及び(b)(3)(iii)項（デジタルフォレンジック等）には、マスマーケットの取扱いができません。
	(i)(B) 一般に公開されていないソースコード		付則3国：すべての最終需要者 非付則3国：非政府系最終需要者	
	(i)(C) カスタマイズされている品目及びカスタム又は変更可能暗号			
	(i)(D) 量子暗号			
	(i)(F) ネットワーク潜入ツール			
	(i)(G) 公共安全無線			
	(i)(H) UWB 及びスペクトル拡散品目			
	(ii) 暗号解析用貨物及びソフトウェア	5A004.a、 5D002.a.3.a、c.3.a	付則3国：非政府系最終需要者 非付則3国：非政府系最終需要者	
	(iii) オープン暗号インタフェース※7(OCI)（OCI 技術を含む）	5A002、5D002、5E002	付則3国：すべての最終需要者 非付則3国：適用不可	
	(iv)(A) 非標準暗号※9 に関する技術	5E002		
	(iv)(B) 暗号技術（暗号解析品目、OCI 品目、非標準暗号品目を除く）	5E002	付則3国：すべての最終需要者 非付則3国：非政府系最終需要者 （D:1 国、E:1 国、E:2 国は不可）	
	(b)(2)項の序文の注釈 暗号解析技術	5E002	付則3国：非政府系最終需要者 非付則3国：適用不可	
(b)(3)	(i) 暗号部分品： (A) チップ,チップセット,電子組立品、FPLD (B) 暗号ライブラリ、モジュール、開発キット、ツールキット (ii) 非標準暗号品目 (iii) 高度ネットワーク脆弱性分析及びデジタルフォレンジック 注 3 (iv) 暗号機能有効化の手段となる貨物、部分品及びソフトウェア	5A002、5D002 5A992.c、5D992.c 5A004 ※(b)(2)項で定める品目の機能を果たすもの及び(b)(2)項で定める品目の仕様を満たすものを除く。	すべて（E:1 国及び E:2 国を除く） 付則3国へは即時輸出可能 付則3国以外へは 30 日待機	

※マスマーケット品目（§740.17）について

- マスマーケット品目（5A992.c 及び 5D992.c）の基準は、カテゴリー5 パート 2 の注 3（”暗号注釈”）※10 で定められています。
- マスマーケット品目は、AT 理由でのみ規制されます（E:1 国及び E:2 国には輸出許可が必要）。
- このチャートでは、鍵長がカテゴリー5 パート 2 の注 3（”暗号注釈”）の注※11 で規定する基準値を超えるマスマーケット品目にのみ適用されます。（この基準値以下の鍵長の品目で、暗号注釈に適合するものは、EAR99 に分類され、番号分類請求及び自己番号分類報告は不要です。）

※の注釈一覧

※1	Country Group E:1 国及び E:2 国	カントリーグループ E:1 国(イラン、北朝鮮、シリア)及び E:2 国(キューバ)への制限事項に関して、これらの国の国民への暗号ソースコード及び技術の輸出及び再輸出(EAR § 732.2 で定義される)を含む。
※2	付則3国 許可例外 ENC 優遇国 (§740 付則3)	” License Exception ENC Favorable Treatment Countries”=ｵｰｽﾄﾘｱ、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ、ﾍﾞﾙｷﾞｰ、ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ、カナダ、ｸﾛｱﾁｱ、ｷﾌﾟﾛｽ、ﾁｪｺ、ﾃﾞﾝﾏｰｸ、ｴｽﾄﾆｱ、ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ、ﾌﾗﾝｽ、ﾄﾞｲﾂ、ｷﾞﾘｼｬ、ﾊﾝｶﾞﾘｰ、ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ、ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ、ｲﾀﾘｱ、日本、ﾗﾄﾋﾞｱ、ﾘﾄｱﾆｱ、ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ、ﾏﾙﾀ、ｵﾗﾝﾀﾞ、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ、ﾉﾙｳｪｰ、ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ、ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ、ﾙｰﾏﾆｱ、ｽﾛﾊﾞｷｱ、ｽﾛﾍﾞﾆｱ、ｽﾍﾟｲﾝ、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ、ｽｲｽ、ﾄﾙｺ、英国
※3	§740.17 (e)(1)(iii)で定める半年毎の販売報告免除	(iii) 半年毎の販売報告要求事項からの除外 次の品目及び取引については報告を必要としない： (A) [Reserved] (B) 64 ビット以下の対称鍵を持つ暗号貨物若しくはソフトウェア； (C) 無償かつ不特定多数の者のダウンロードにより輸出される暗号品目； (D) 銀行事業若しくは金融事業のため、米国の銀行、金融機関若しくはその子会社、系列会社、顧客若しくは契約者から輸出される或いはこれらに向けて輸出される暗号品目； (E) [Reserved] (F) ソースコードのバンドル若しくはコンパイルにより開発された外国製品。
※4	番号分類請求 (Classification Request)	番号分類請求とは、特定の暗号品目を許可例外ENCのもとに或いは″マスマーケット″品目として輸出する認可条件として、産業安全保障局に提出しなければならない規定で定められた一連の情報をいいます。EAR§742付則6で示される暗号品目の技術的な質問事項をSNAP-Rにより提出することによって行われます。
※5	政府系最終需要者 【§772】	政府エンドユーザは、外国の中央、地域又は地方の政府省庁、機関、若しくは政府の機能を遂行するその他の団体(政府の研究機関を含む)、政府系企業又は分離したビジネスユニット(EAR § 772 で定義される)であって、ワッセナー軍需品リストで規制される品目又はサービスの製造又は流通に従事するもの、並びに国際的な政府組織を含む。この用語には、以下を含まない: 公益事業(通信会社及びインターネット・サービス・プロバイダを含む);銀行及び金融機関;輸送;放送又は娯楽;教育関連組織(公立学校及び大学を除く);民間の保健医療組織(公共の市民病院を含む);小売又は卸売業;並びに 製造又は産業団体であって、ワッセナー軍需品リストで規制される品目又はサービスの製造又は流通に従事しないもの。
※6	機微度の高い政府系最終需要者 【§772】	Part772.1 “More sensitive government end users (as applied to encryption items)” 参照 EARの本節で定義されるところの以下の国立／連邦立／王立(部局、機関及び団体)の″政府系最終需要者″であって、以下の政府機能及びサービスを提供するものは、″機微度が高い″とみなされる: [以下略]
	機微度の低い政府系最終需要者 【§772】	※(b)(2)(i)(A)品目は、付則3国以外の機微度の高い政府系最終需要者には適用できないが、付則3国以外の機微度の低い政府系最終需要者及び非政府最終需要者には適用できる。 Part772.1 “Less sensitive government end users (as applied to encryption items)” 参照 以下のEARの本節で定義されるところの″政府系最終需要者″は、許可例外ENC(EAR §740.17)でいうところにおいて、″機微度が低い″とみなされる: [以下略]
※7	″Open cryptographic interface″ [オープン暗号インタフェース]【§772】	顧客又は他の関係者に、製造業者又はその代理店の介入、援助又は補助なしで、暗号の機能を挿入することができるように設計された仕組み(例えば、製造業者の暗号コードの登録又は専用のインタフェース)。暗号インタフェースが、変更ができない暗号アルゴリズム、鍵長又は鍵交換管理システムの固定した組合せを実装している場合、″オープン″な暗号インタフェースとはみなされない。 すべての汎用のアプリケーション・プログラミング・インタフェース(例えば、暗号又は非暗号インタフェースのどちらにも対応するが、それ自身では暗号機能を保持していないもの)は、″オープン″な暗号インタフェースとはみなされない。

※の注釈一覧（続き）

※8	米国原産暗号を用いて開発された外国製品【§740.17(a)(3)】	EAR の対象となる米国原産の暗号ソースコード、部分品又はツールキットで開発された或いはこれらを組み込んでいる非米国製品（ただし、その米国原産の暗号品目が以前に番号分類されるか報告され、BIS により認可されたものであって、かつ、その暗号機能が変更されていないことを条件とする）。上記の製品には、米国で開発されていない製品であって、暗号インタフェースにより米国製品で動作するように設計されているものを含む。
※9	非標準暗号【§772】	独自に所有する若しくは未公開の暗号機能（正当に認められた国際標準団体（例えば、IEEE、IETF、ISO、ITU、ETSI、3GPP、TIA 及び GSMA）によって採択又は承認されていない暗号アルゴリズム又はプロトコル及びその他の形態で公開されていない暗号アルゴリズム又はプロトコルを含む）の組み込み又は使用を伴う"暗号技術"を実装したものをいう。
※10	"暗号注釈" （カテゴリー5 パート 2 の注 3）	注3：暗号注釈： ECCN 5A002、5A003、5A004 及び 5D002 は、下記の品目については規制しない： a. 以下のすべてに合致する品目： 1. 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること： a. 店頭取引； b. 郵便による注文取引； c. 電子取引；又は d. 電話による取引； 2. 暗号機能が使用者によって容易に変更できないこと； 3. 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること；かつ 4. [RESERVED] 5. 必要に応じて、本注釈 a の 1.～3. 項で定める条件に適合していることを確認するために、品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、輸出者の国のしかるべき当局に提出されること。 b. この注釈の a. 項で定められる既存品目のハードウェアの構成部品又は実行可能ソフトウェアであって、これらの既存品目のために設計されたもののうち、次のすべてに合致するもの： 1. "情報セキュリティー"が、その構成部品又は実行可能ソフトウェアの主たる機能又は一連の機能でないこと； 2. その構成部品又は実行可能ソフトウェアが、既存品目のいかなる暗号機能も変えないこと又は既存品目の新しい暗号機能を付加しないこと； 3. その構成部品又は実行可能ソフトウェアの性能の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないこと；かつ 4. 輸出国のしかるべき当局によって判断されるところにより必要とする場合、上記の条件に適合していることを確認するために、その構成部品又は実行可能ソフトウェアの詳細及び関連する最終品目の詳細がアクセスでき、かつ、請求があり次第、上記の当局に提示されること。
※11	"暗号注釈" （カテゴリー5 パート 2 の注 3）の注	この暗号注釈が適用できる鍵長が 64 ビット超の対称アルゴリズム（又は対称アルゴリズムを実装していない貨物及びソフトウェアの場合には、鍵長が 768 ビット超の 5A002.a Technical Note 2.b で規定される非対称アルゴリズム、又は鍵長が 128 ビット超の楕円暗号アルゴリズム若しくは 5A002.a Technical Note 2.b で規定される非対称アルゴリズム）を使用しているマスマーケット暗号貨物及びソフトウェアについて、ECCN 5A002 又は 5D002 の"EI"及び"NS"規制から除外されるために、あなたは、EAR§740.17(b)の要求事項に従って、番号分類請求又は自己番号分類報告を BIS に提出しなければならない。